

六、以上ハ七月一日ヨリ実施

七、賃銀ノ昇給ハ七月十六日降令ヲ交付ス(最高四七銭最

低十銭)

右及申(通)報等也

要求書

- 一 賃金二重制度ノ撤廢
- 二 現在ノ歩増ヲ本給ニ直スコト
- 三 賃金三割ノ増給
- 四 残業手當トシテ七時迄五分十時迄七分十時以後ハ倍額ヲ給スルコト
- 五 勤續手当解雇手当ノ制定
- 六 公休日ノ出勤ニ對シテハ五割増ノコト
- 七 朝鮮人ノ賃金差別撤廢ノコト
- 八 一年二回ノ定期昇給